

〔解答〕

第3問

(問1)

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
益金	組合員	利用	非課税	5

(問2)

所得金額	500,000円
法人税率	22%
法人税額	110,000円
控除する所得税額	30,000円
納付すべき法人税額	80,000円

インフォメーション

東京都中央会・多摩連絡所(立川)をご利用ください!

東京都中央会では、(財)多摩中小企業会館(立川市)に「多摩連絡所」を設置しています。毎週火曜日には、組合の設立や運営、決算関係の手続きをはじめ、組合全般に関するご相談をお受けしています。お気軽にご相談、ご利用ください。

相談日 毎週火曜日 午前9時30分～午後5時

場所 多摩中小企業会館 地下1階(立川市錦町2-2-32 ☎042-525-6811)

相談に訪れる方は、相談内容と来訪時間を本会振興課(☎03-3542-0040)まで、事前にご連絡いただければ幸いです。